

地公退ニエース

No. 112
2013. 4. 26

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

安心と信頼の介護保険の実現に向け 制度改革への取り組み強化を

国民会議・社保審で

制度見直しの検討進む

高齢者の尊厳の保持、社会的介護の実現を基本理念とした介護保険制度がスタートして一三年目を迎えている。この間、関係者の努力で地域・在宅生活の重視、介護労働者の労働条件の改善などを実現してきたが、多くの課題も残されている。

現在「税と社会保障の一体改革」の具体化として社会保障制度改革国民会議で介護保険制度見直しが検討されており、社会保障審議会介護保険部会においても、二〇一五年度改正に向けた検討が開始された。

地公退はこの間、制度改善のため、退職者連合・連合と連携して要求実現に取り組んできた。今次の制度改正検討作業は事実上今年の夏が山場となっている。幅広い連携により、介護保険制度の基本理念の実現に向け取り組んでいこう。

急速に進行する少子高齢化のなかで 減る支え手、増えるサービス利用者

日本社会の少子高齢化は急速に進行しており、昨年八月で高齢化率は二四％（三千五十八万人）に達し、二〇二五年には三〇％（三六八万人）を超えると推計されている。また、認知症の高齢者は既に三〇〇万人を超えており、今後更に増加が見込まれている。

一方、社会保障を支える稼働年齢層は減少傾向が続き、一九六五年では九人で一人の高齢者を支えていたが、二〇一一年は二・四人で一人に、更に二〇五〇年には一・二人で一人を支えると推計されている。介護を含む社会保障の安定のためには、労働力人口増加政策と、労働分配率向上・賃金水準の引き上げが不可欠である。

こうした中で、二〇〇〇年にスタートした介護保険の利用者は年々増加し、制度発足時二一八万人だった認定者は十二年度に五五四万人に達し、総給付費も、当初の三・六兆円から八・九兆円に増大し、今後さらに増加することが見込まれている。

また、今後増大していく独居、高齢者のみ世帯、認知症高齢者の介護ニーズなど、増大し多様化するニーズに対応するための介護保険財源を確保することが重要な課題となっている。

社会保障制度改革国民会議は今年八月二一日を目途に、制度改革案策定に向け検討を進めているが、現段階では年金制度と高齢者医療制度は民主・自民・公明の三党実務者協議を先行させ、会議では「医療と介護」が集中議論されている。

財政論からの軽度・在宅サービス抑制で 遠のく「社会的介護」の基本理念実現

二〇〇五年からは、地域ケアの拡充による介護予防の観点から地域支援事業が法定化され、市町村が実施責任を負う地域包括支援センターが創設された。現在地域包括支援センターは、地域の介護・医療事業者、民生委員、町会・自治会などと連携し地域ケアネットワークの要として重要な役割を果たしている。さらに、同年から「地域密着型サービス」が開始され、地域における居住支援事業が拡充されてきた。

しかしこうした改革の一方で、財政論を理由とする介護保険制度見直しにより、在宅ケアの柱である訪問介護サービスを中心に、サービスの量や内容、範囲の規制や報酬の引き下げを行ってきた。二〇〇五年改正では「介護予防・自立支援」が強調されたが介護報酬は「軽度を抑制、重度にシフト」の改定となった。

また、施設から在宅への転換は進まず、特養入所待機者は逆に増加している。さらに、住宅政策の基盤となる居住支援策の不在に養護老人ホームの見直しも加わり、低所得・要援護高齢者の受け皿が不足し、都市部を中心に劣悪な居住環境の貧困ビジネスが跋扈する結果を許している。

良質な介護サービスを実現するためには介護労働者の処遇改善が必須の条件である。介護労働者の処遇改善のため、処遇改善特別交付金や介護報酬特別加算等が実施されてきたが、不十分・不安定で依然として賃金・労働条件は劣悪であり、介護職場は慢性的な人材不足の状況が続いている。

『一体改革』の主眼は『効率化と重点化』 軽度者の介護切捨ては介護予防に逆行

介護保険制度は二〇〇五年改正で、軽度の要介護者のサービスの内容と量を規制し、施設入所者には、新たに光熱水費や室料の負担が導入された。

二〇一二年度改正では重要な検討事項が先送りになっており、今回は、「税と社会保障の一体改革」の具体化として「介護サービスの重点化・効率化」が最大のテーマとなっている。

具体的には、①軽度の要介護・要支援の介護保険給付からの除外、②施設入所者の重度（要介護三以上）への重点化、③利用者負担一割の引き上げ、④ケアマネジメントの有料化、⑤多床室の室料負担などが見直しの中心課題となっている。

しかし、介護の社会化として普遍化しようとした介護保険を、重度者のみにシフト化し、在宅の中・軽度要介護者を、個人責任と地域の互助活動に転嫁することは、介護保険の基本理念からの逆行であり許すことはできない。

住み慣れた地域で暮らし続けるために 地域包括ケアの基盤の整備・拡充を

地公退・退職者連合は、「人間の尊厳を守るため社会化された介護を提供する」という制度創設時の理念を基礎に、独居・高齢者のみの世帯が増加する動向を踏まえ、「必要なサービスを必要な時に利用できるよう」制度と基盤を整備することを基本目標に、以下の課題を中心に取り組みを進める。

- ① 重度化防止に資する要支援・軽度要介護者に対する保険給付の改善、地域包括支援センターの機能強化とその財政基盤の強化
- ② 住宅政策と連携した良質な介護サービス付き住宅の必要数整備
- ③ 特別養護老人ホームのユニット化と必要数の整備
- ④ ケアマネジャーの資質向上と処遇改善
- ⑤ 介護労働者の処遇の抜本改善と人材の確保
- ⑥ 利用者負担の「現行一割」の維持
- ⑦ 介護保険制度運営に高齢者・労使代表が参画する体制の確立

米軍占領期を継続する日米地位協定

オスプレイ配備と地位協定

昨年一〇月に、欠陥機といわれこれまでも何回かの事故を起こしてきたオスプレイが、岩国基地を経由して、住宅地の真ん中に作られ世界中で最も危険といわれる普天間基地に配備された。このオスプレイを持つ米海兵隊は、配備されるやすぐに沖縄各地を時間や飛行区域を問わずに低空飛行での訓練を開始し、今年になって訓練地域を四国地域に広げ、さらに、九州地域、東北地域、東北・北関東・信越地域、中国地域の二一県一三八市町村上空に及ぶ七地域の飛行ルートでの訓練を予定している。オスプレイは、沖縄県では県知事を含め全県民的な配備反対運動があり、最初の経由駐機基地であった岩国市でも、また、全国的にも、配備反対の声が大きかった。オスプレイは、これまでにモロッコをはじめアメリカ国内のアリゾナ基地でも飛行事故を起こし、米軍が予定したハワイへの配備はハワイ州の反対から配備計画を中止したといういわく付の航空機である。日本政府は、いざ配備という段階まで米軍のオスプレイの配備計画を国民に隠してきて、いざ配備が迫った段階で日米合同委員会の議題にした。野田政権のもと、防衛大臣がアメリカまでオスプレイに試乗に行き「安全性を確認した」として、改めて配備を認める見せかけのポーズをとり、オスプレイ訓練の飛行時間制限や市街地・住宅密集地での低空飛行制限などをアメリカと取り決めたことにした。しかし、このような取り決めは実際には全く無視されており、今日まで連日のごとく普天間空港を基地に訓練が行われている。日本政府が米国と交渉するポーズをとりながら米軍の計画通りに事が進められ、取り決めが全く無視されるのは、日米地位協定に基がある。地位協定では、米軍は基地をどこにでも設置する権利、日本の法律に縛られず基地を使用し、訓練する権利―米国の軍事戦略に基づくとされる軍事配置・作戦行動・訓練には日本が口を出す権利はない―が保障されているからである（第二条 施設・区域の提供と返還、第三条 施設・区域に関する米国の権利、第五条 公の船舶・航空機の出入権、第六条 航空・通信の体系）。常に大事故の危険性を持っているため、米国内では訓練や配備の中止にまで追い込まれるオスプレイが、日本で自由に配備・訓練が可能なのは、日本政府がオスプレイ配備にNOといえず、日本の航空法が米軍には適用されず、米軍の作戦・訓練は日本の国内法を無視する権利が保障される」という地位協定があるからである。

地位協定ではいかなることも許される

二〇〇四年八月に、普天間基地に隣接している沖縄国際大学の構内に米軍ヘリが墜落し大学の校舎を破壊した。幸い夏季休暇中で人命を奪うことはなかったが、事故直後基地から急行した米兵に、地元警察や消防、市長やメディアなどの事故処理、報道に必要な日本人はその活動はおろか、基地外の市街地である大学構内への立ち入りもシャットアウトされてしまった。米軍所有の財産（墜落ヘリ）保護は市民居住地での米軍の司法権（捜査）・行政権（封鎖）の優先行使を保障しているからである。事故直後は、外務省も「米軍人の基地外での日本国民に対する警察権はない」と言っていたが、翌年三月に日米合同委員会でまとめられたこのような事故の際のガイドラインでは、事故発生地の周囲に二重の規制ラインを設け内側のライン内は事実上米軍の占有捜査権（日本人の立ち入り禁止）を認めるという、従来事故の際の日本の警察権を認めていた事例から大きく後退したものとなった。

地位協定のさらに別の一つの大きな問題は、米兵が起こす犯罪や事故に対する処理のあり方である。沖縄の各基地や横須賀、三沢な

どの基地周辺地域では、米兵によるレイプ事件をはじめとする犯罪、自動車事故などが後を絶たない。昨年一〇月に沖縄で米海兵隊員二名がレイプ事件を起こし反オスプレイの世論も強かったために犯人の身柄も日本側に引き渡され、在日米軍全体に夜間外出禁止令が出された（この二―三日後には夜間のバーでの米兵犯罪が起きた）のは記憶に新しい。協定では、米兵、軍属（米軍用務に常時従事している米民間人）が基地外で公務中に起こした犯罪・事故の第一捜査権は米軍にあり、身柄を日本の警察が確保しても米軍に引き渡すことになっている。このため多くの米兵犯罪が、重罪でも公務中とされ米軍内部の司法機能によって国内送還とか軽い罰金刑に課せられただけで済んでしまう事例が多い。一昨年、沖縄で起きた正月帰省中の青年が米軍属の無謀運転により死亡した事故も最初は公務中の事故として米軍内で処理されるところであったが、犠牲になった青年の遺族や友人の猛烈な抗議により、日本裁判に移された事例がある。これも、地位協定の規定を「米軍の好意的配慮」で日本側に移したに過ぎない。

また、嘉手納、普天間、厚木、岩国、横田などの基地周辺住民による爆音被害訴訟がある。いずれの裁判でも、米軍機の爆音による住民の心身の健康に与える被害がひどくその金銭補償を国に命じる判決が出ているが、米軍の一定時間の飛行停止要求は「米軍は第三者なので飛行差し止めの権限は日本政府にはない」という理由で却下されており、裁判所も現在の地位協定の下で政府に事態改善のために動くことを求めている現状である。金銭補償についても地位協定の規定によれば米軍が支払うことになっているが、実際は日本政府が肩代わりをして国民の税金から支払っているのである。地位協定の金銭面での運用の実態は、米軍が基地や施設で使用している民間所有地の地代、米軍が使用する電気・水道・ガス代なども米軍は一切支払わない。日本政府は「思いやり予算」という名で米軍が負担すべきものを政府予算から年間一八〇〇億円支出している。

地位協定改定を進めないのは日本だけ

地位協定は、米軍が駐留する国にはどこもある。第二次大戦の敗戦国ドイツでは、一九九三年には、基地周辺でも飛行禁止区域や低空飛行禁止などの国内法を米軍も守るように改定されている。韓国でも、昨年五月に「犯罪を起こした米兵を二四時間以内に起訴しなければ釈放」という規定を、米兵によるレイプ事件に怒った国民の声に圧されて削除した（韓日米の政府は、改定ではなく「運用の改善」と言っている）。イラクでは、米占領下にあった二〇〇八年一〇月に「二〇一一年の米軍完全撤退」をはじめ、「米兵の免責特権の弱化」「イラク国内からの周辺国への越境攻撃の禁止」など厳しいイラク・アメリカ地位協定が締結された。フィリピンは、一九八六年のアキノ政変後の憲法改正により、米比基地協定の期限切れを待つて米軍基地撤廃を実現した。

日本でも、最近まで地位協定見直し・改定の要求・要望は、沖縄知事や米軍基地が存在する都県知事で構成する涉外知事会、政権担当前の民主党をはじめ、多くの自治体議会、弁護士や民間団体から大きな事件が起きるたびに繰り返し出されてきた。二〇〇四年には、連合も基地労働者の権利を中心にする改定案を発表している。しかし、米国には、六八年前の占領時から続く米軍特権を全く手放す意図がなく、日本政府も一時的な運用改善や米国の「好意的配慮」を引き出すだけで、協定そのものには触らないできている。安倍政権が唱える「四・二八主権回復の日」は沖縄県民の気持ちを踏みにじるだけではなく、依然として主権を持ってない現在の日米地位協定が存続する限り、またその改定にも踏み出さない限り、四月二十八日は国民を欺瞞し続ける「主権回復の日」となる。